

第75号議案

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和5年12月1日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内において市長の許可を要する行為に係る規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年芦屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～12（略） 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為 (1)・(2)（略） (3) 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線一般放送（ <u>放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第4号に規定する有線一般放送をいい、その全てが共同聴取業務であるもの</u> に限る。以下同じ。）の用に供する線路（その支持物を含む。以下同じ。）又は空中線系でその高さが15メートル以下のものの新築（ <u>有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るもの</u> に限る。）、改築、増築又は移転 (4)（略）	別表第1（第2条関係） 1～12（略） 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為 (1)・(2)（略） (3) 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線放送業務（ <u>共同聴取業務に限る。以下同じ。</u> ）の用に供する線路（その支持物を含む。以下同じ。）又は空中線系でその高さが15メートル以下のものの新築（ <u>有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るもの</u> に限る。）、改築、増築又は移転 (4)（略）

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1～22（略）</p> <p>23 <u>削除</u></p> <p>24 <u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>25 <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</u></p> <p>26～35（略）</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1～22（略）</p> <p>23 <u>有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>24 <u>放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>25 <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</u></p> <p>26～35（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内において市長の許可を要する行為に係る規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 風致地区内における建築等の規制に関し、市長の許可を要する行為に、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為を追加する。

(別表第2第25項関係)

- (2) 放送法等の一部を改正する法律により、通信・放送に係る法の適用関係が整理されたことに伴う規定の整理

(別表第1並びに別表第2第23項及び第24項関係)

3 施行期日

公布の日

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令
抜粋

(行為の制限)

第3条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第1項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

(第1号省略)

(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

電気事業法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

(第1号から第13号まで省略)

- (14) 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(第15号から第15号の4まで省略)

- (16) 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業をいう。

(第17号及び第18号省略)

(第2項から第4項まで省略)

放送法抜粋

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

(第1号省略)

- (2) 「基幹放送」とは、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
- (3) 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

(第4号から第32号まで省略)

放送法施行規則抜粋

(定義)

第2条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (3) 「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。

(第4号の2から第14号まで省略)

電気事業法の改正について

【経済産業省資料抜粋】

安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

① 必要な供給力（電源）の確保

- 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
- 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関（広域機関）が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**

② 電力システムの柔軟性向上

- 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される「**大型蓄電池**」を電気事業法上の「**発電事業**」に位置付け、**系統への接続環境を整備**

電力システムの柔軟性向上

- 再エネの導入が拡大する中、大型の蓄電池は、脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待される。
- このため、設備容量を適切に把握し、需給逼迫時に供給力を活用できるよう、**大型の蓄電池から放電する事業を、発電事業（届出制）に位置づける。**
- また、大型の系統用蓄電池を系統に接続することを求めた場合は、原則として**接続を可能とする環境を整備する。**

